

MEMO

平成24年度

新潟大学歯学部同窓会・総会  
学術講演会

**「歯科口腔保健法と  
今後の歯科保健医療」**

講師：

新潟大学大学院医歯学総合研究科  
口腔生命福祉学専攻福祉学分野

大内 章嗣 教授

日時：平成24年 4月21日(土)

午後 2時40分から 4時10分まで

場所：新潟大学歯学部第一講義室（2階）

- ・生涯研修カードをご持参ください
- ・会費は無料です

**主催：新潟大学歯学部同窓会**

## ●講演要旨●

### 「歯科口腔保健法と今後の歯科保健医療」

新潟大学大学院医歯学総合研究科  
口腔生命福祉学専攻福祉学分野

## 大内 章 嗣

2011年8月、歯科界でかねてから必要性を指摘する声の高かった、歯科保健に関する単独法である「歯科口腔保健の推進に関する法律」（以下、「歯科口腔保健法」）が衆議院本会議で可決成立しました。一方で、2008年7月に新潟県で全国に先駆けて制定された新潟県歯科保健条例を端緒として、全国に広がった歯科・口腔保健の推進に関する条例（以下、「歯科保健推進条例」）制定の動きがあります。国の法律の委任を受けない、いわゆる自治体レベルの政策条例となるものが、このような大きな広がりを見せることは極めてまれであり、全国規模のこうした動きが、歯科口腔保健法成立の大きな背景要因となったことは間違いありません。歯科口腔保健法の公布後も、埼玉県、香川県、和歌山県など、歯科保健推進条例の制定は続いており、現在までに23道県、5市3町（2012年1月末現在）で制定され、都道府県単位でみると約半数で条例が制定されるに至っています。

もともと、法制度的な観点からすると、現在の地域保健法、健康増進法をはじめとした国の疾病予防・健康増進に関する法体系のなかで、歯科保健に関する単独法を制定することは、技術的にも、実効面においても困難な面がありました。結果として、歯科口腔保健法は、これら既存法に重層・追補する形で歯科口腔保健の総合的な推進を図るという基本法的性格のものとなっています。

これに対して、地方自治体レベルでは、逆に国レベルでの歯科保健に関する法律・施策が充実していなかったからこそ、加えて、地方分権・行財政改革の流れも相まって、地域住民の健康確保に第一義的な責務を有する行政単位として、大きな制約がなく条例の検討や制定が可能であったものと思われ（とあって、条例制定が容易で、条例制定さえすればすべてがバラ色になると言う意味ではありません）。

平成24年度は、6年に1度の診療報酬・介護報酬の同時改定を皮切りに、医療費適正化計画や医療計画、健康増進計画などの見直し作業が行われ、今後の歯科保健医療を考えるうえでも節目の年になります。

本講演では、今回、成立した歯科口腔保健法の下敷きともなった自民党案の策定に関わった経験や、同法に基づいて厚生労働省に設置された歯科口腔保健の推進に関する専門部会委員等を勤めている経験から、法制定に至る背景や歯科保健の推進に関する法・条例制定がもつ意味について概観するとともに、今後の歯科保健医療が目指すべき方向性についていくつか私見を述べさせていただきます。

## 大内 章 嗣 教授 略歴

経 歴	
1989年 3 月	日本大学歯学部卒
1989年 4 月	新潟大学歯学部研究生（歯内療法学講座）
1989年 6 月	歯科医籍登録（第109234号）
1991年 4 月	日本大学歯学部助手採用
1992年 3 月	厚生省大臣官房会計課歯科診療室勤務
1993年 4 月	厚生省保険局医療課
1994年 4 月	秋田県保健福祉部保健衛生課
1997年 4 月	厚生省健康政策局歯科保健課
1999年12月	厚生省保健医療局地域保健・健康増進栄養課
2000年 1 月	厚生労働省健康局総務課地域保健室
2000年 3 月	博士（歯学）学位授与（日本大学 第5664号）
2001年 4 月	新潟大学歯学部附属病院 講師
2004年 4 月	新潟大学大学院医歯学総合研究科 助教授
2005年 4 月	新潟大学歯学部口腔生命福祉学科 教授
2010年 4 月	新潟大学大学院医歯学総合研究科口腔生命福祉学専攻 教授

### 所属学会・役職等

日本口腔衛生学会、日本歯科医学教育学会、日本老年歯科医学会、新潟歯学会 他

公衆衛生審議会歯科口腔保健の推進に関する専門部会委員・同ワーキング委員、  
歯科衛生士国家試験委員、新潟県介護予防支援委員会委員・同専門部会委員長、

日本歯科医師会地域保健委員会委員 他